平成２４年（フ）第３３８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地772
債務者　村上　千春
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３４０号
盛岡市永井14地割58番地５
債務者　菅原美紀子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７６号
福島県郡山市安積町日出山１丁目101番地
グランコート郡山南604、住民票上の住所福島県郡山市七ッ池町20番19号
債務者　長谷川妙子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第６５１号
千葉県松戸市馬橋3185番地の７　コーポ小林201号
債務者　鮫島　清秀
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８２号
千葉県松戸市金ケ作360番地　ハイツ高橋306号
債務者　門田加奈美（旧姓滝澤）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８４号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目74―７　チェリーヒルズＢ棟101号、住民票上の住所千葉県松戸市八ケ崎３丁目73番地の２
債務者　宇田川佳子（旧姓小口）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７８８号
千葉県我孫子市湖北台７丁目12番45―104号
債務者　菅野　純子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８９号
石川県小松市栄町30番地、住民票上の住所石川県小松市栄町29番地４
債務者　松崎　要介
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第３７８号
和歌山市里184番地の１　プラシードシオン203
債務者　瀬戸川忠博（旧姓北）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８０号
和歌山市中之島779番地
債務者　矢川　浩久
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８８号
和歌山市府中564番地プロムナード府中205、申立時の住所和歌山市府中92番地の２
債務者　下村喜代子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９３号
和歌山市畑屋敷円福院西ノ丁25番地　グランメール畑屋敷308
債務者　姜　　振淑
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０９号
和歌山市毛見693番地の１　丸山住宅12号
債務者　信部　郁子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３７号
和歌山市塩屋５丁目６番１号
債務者　横岩　典子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５２６９号
大阪府東大阪市下小阪１丁目12番14号
債務者　川東　忠彦
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９１号
大阪府河内長野市木戸３丁目10番７―307号、事業所所在地大阪市北区東天満１丁目５―５加納ビル
債務者　スタッフこと　鶴岡　良春
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９１号
大阪府寝屋川市高宮１丁目11番12号
債務者　向井　富男
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部